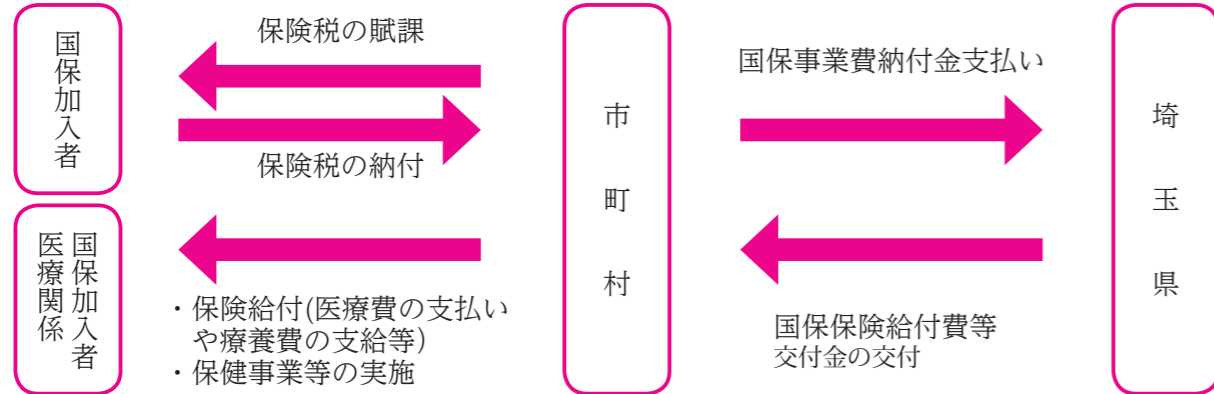


平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

- 国民健康保険は現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは県と市町村が共同保険者となって運営します。
- 県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。



- 《市町村の役割》

 - 被保険者証の発行などの資格管理
 - 標準保険税率を参考に保険税率を決定
 - 保険給付の決定、支給
 - 保健事業の実施など

《県の役割》

 - 市町村ごとの
 - ・国保事業費納付金を決定
 - ・標準保険税率を算定・公表
 - 保険給付等必要額を市町村に全額交付など

- Q&A**
- Q 何が変わるの？
 - A 県と市町村が共同保険者となることに伴い、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法が変更になります。
 - Q 何が変わらないの？
 - A ・各種申請や届出は、これまでどおり市町村担当窓口で手続きをします。
 ・住所異動をした場合、転出地及び転入地の市町村担当窓口で届出をします。
 ・保険税の納税通知書はお住まいの市町村から送られます。
 ・保険税はお住まいの市町村に納めます。
 - Q 保険税はどうなるの？
 - A ・県は、市町村が保険税を定めるにあたり参考となる標準保険税率を市町村に示します。
 ・市町村は、県で示した標準保険税率を参考に保険税率を決定します。
- 問合せ 町民課 国民健康保険担当 ☎ 147~149

平成30年度 人間ドック助成

- 対象** ①小川町国民健康保険に加入していて、平成31年3月末現在で40歳以上の方
 ②小川町で埼玉県後期高齢者医療制度に加入している方
- 申込み等** 官製はがきでの申し込みを予定しています(往復はがきではありません)。詳細は広報5月号に掲載します。町HPでもお知らせします。
- 問合せ** 申込みについて：町民課 国民健康保険担当、後期高齢者医療担当 ☎ 147~149
 検査内容について：健康福祉課 保健衛生担当 ☎ 157・158

小川町国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ 保養施設をご利用ください！

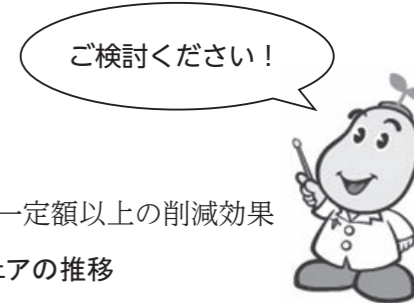
- 皆さんの健康保持と増進のため、ホテル・旅館等の契約保養施設の宿泊利用への助成を行っています。詳細は町民課で配布しているパンフレット・申込書でご確認ください。町HPにも掲載しています。
- * 予算を超える申請があった場合は受付を終了することがあります。
- 対象** 宿泊日現在、小川町国民健康保険、または小川町で後期高齢者医療制度に加入している方
- 助成額** 大人2,000円・小人(小学生まで)1,000円
 * 1泊あたりの助成です。
 * 年度内1人2泊まで助成します。
- 注意事項** 保険税(料)の納付が遅れている(世帯)の方は、利用できません。
- 問合せ** 町民課 国民健康保険担当・後期高齢者医療担当 ☎ 147~149



小川町国民健康保険に加入している方へ

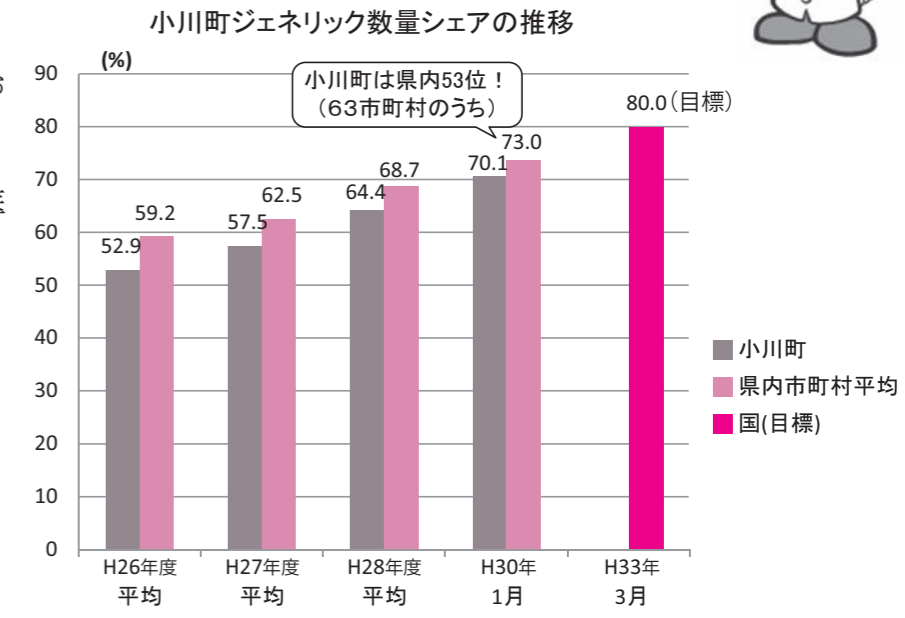
「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」対象の方に3月末に発送しました

薬代の負担軽減になるジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及促進のため、また増え続ける国保医療費の適正化のため、皆さんが薬局で処方された薬をジェネリック医薬品に切替えた場合に削減できる自己負担額(差額)をお知らせしています。今後の切替えの参考にしてください。全国で差額のお知らせに取り組んでいます。



対象 1月に生活習慣病に関する薬を院外薬局から処方されていて、一定額以上の削減効果が見込まれる方

- ★「かかりつけ薬局」を決め、「お薬手帳」を持って行きましょう!
- ★前回の薬が余っているときは、医師・薬剤師に伝えましょう!



問合せ
 町民課
 国民健康保険担当
 ☎ 147~149

後期高齢者医療制度の新しい保険料率が決まりました

埼玉県後期高齢者医療保険料を算定するための保険料率は、2年ごとに見直されます。平成30・31年度の保険料率等が決定しましたので、お知らせします。
 なお、平成30年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は、該当の方へ7月に郵送します。

【保険料率】

	平成29年度	平成30・31年度	
均等割額	42,070円	41,700円	*均等割額：370円の減。
所得割率	8.34%	7.86%	*所得割率：0.48%の減。
			*賦課限度額：57万円から62万円に引き上げられます。

【均等割額軽減措置の判定基準所得】

	平成29年度	平成30・31年度
5割軽減	33万円+27万円×被保険者数	33万円+27.5万円×被保険者数
2割軽減	33万円+49万円×被保険者数	33万円+50万円×被保険者数

* 8.5割軽減、9割軽減については変更ありません。
 問合せ 町民課 後期高齢者医療担当 ☎ 147~149